

## 任意接種公費負担 杉並区民向け

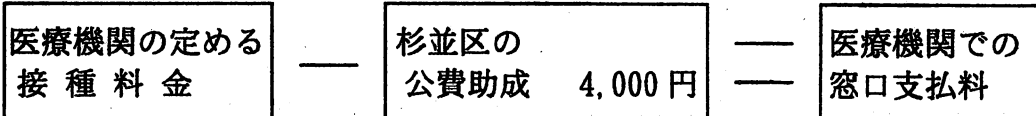
### おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）ワクチンを接種される方へ

おたふくかぜワクチン予防接種を実施するにあたって、接種を受けるお子さんの健康状態をよく把握する必要があります。この説明文書をお読みになり、「予診票」にご記入の上、医師の診察を受けてください。この予防接種は保護者の希望により接種する任意の予防接種です。

#### 【区の公費助成について】

助成は、杉並区に住所を有する、満1歳から小学校就学前の3月31日までに契約医療機関で接種した方で、お一人1回です。ただし、すでにおたふくかぜにかかった方は対象外です。

杉並区が4,000円を助成しますので、医療機関が定めている予防接種料金から、差額を自己負担分として医療機関にお支払いください。



#### 【接種を受ける時の注意】

予防接種は体調の良いときに受けてください。不明な点がある場合は、接種を受ける前にお医者さんに相談してください。受けるお子さんの健康状態をよく観察し、予診票の記入をお願いします。明らかに熱のある人（37.5℃以上）は、接種を受けられません。

#### ● 病気の概要

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)はムンプスウイルスが原因の全身感染症です。多くは耳下腺炎を起こし、耳の下、頬の後ろ側や顎の下が腫れて、痛みを伴いますが、3~7日くらいで治ります。潜伏期間は2~3週間前後です。おたふくかぜの合併症として最も多いのは無菌性髄膜炎で、頻度は1~3%とされます。難聴（多くは片側性ですが回復が困難です。）は約1,000人に1人くらいの頻度との報告がされています。稀に脳炎、肺炎、思春期および成人男子がかかると精巣炎を起こすことがあります。

#### ● ワクチンの効果と副反応

おたふくかぜワクチンはムンプスウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。別のワクチンを接種する場合は27日以上の間隔を空けて接種します。

おたふくかぜワクチン接種を受けた人の80~90%の人が免疫を獲得できるといわれています。

副反応として非常に稀ですが、アナフィラキシー様症状（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）や急性血小板減少性紫斑病がみられることがあります。稀に難聴、精巣炎の報告があります。また接種後2~3週間後におたふくかぜの症状がみられることがあります。また、ワクチンに由来すると疑われる無菌性髄膜炎の報告がありますが、自然に感染して発症した場合と比べればとても少ない頻度です。

## ● 予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンの成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある方
- ④その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

## ● 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ②過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤このワクチンに含まれる成分でアレルギーをおこすおそれのある方

## ● ワクチン接種後の注意

- ①接種後 30 分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後 2～3 週間後は副反応の出現に注意しましょう。
- ④このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、27 日以上の間隔をあける必要があります。接種間隔は接種した翌日から数えてください。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

## 【参考】 医薬品副作用被害救済制度

予防接種法によらない任意の予防接種によって健康被害（医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障害など）が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による被害救済の対象となります。

お問い合わせ先は下記のとおりです。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 救済制度相談窓口

電話：0120-149-931（フリーダイヤル）

URL：<http://www.pmda.go.jp>

また、区は「全国市長会予防接種事故賠償保障保険」に加入しています。健康被害で、死亡もしくは予防接種法施行令別表第 2 に定める障害が生じた場合には、区にもご連絡ください。